

入札公告

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和6年9月9日

広島中央環境衛生組合管理者 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和6年度後期 有価物売扱（単価契約）
(2) 物品・委託役務管理番号	なし
(3) 物品委託役務内容	資源として再利用可能なものを有価物として単価契約により売扱いするもの。
(4) 納入・履行期間	令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市黒瀬町国近10427-24 賀茂環境センター
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	令和6年度後期 有価物売扱（単価契約）契約書（案）のとおり
(11) 契約種別	単価契約
(12) 収入印紙	不要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	次のいずれかに該当する者 令和5年4月1日～令和7年3月31日 までの広島中央環境衛生組合競争入札 参加資格として次の入札参加資格認定 区分の認定を受けている者	有価物の買取・運搬業務
イ	法令等による登録等	金属屑業
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	問わないものとする。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	「広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所・留 意 事 項
ア 公告日	令和6年9月9日（月）	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び広島中央環境衛生組合施設2課（担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和6年9月9日（月）～令和6年9月20日（金）	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（令和4年広島中央環境衛生組合告示第1号）（以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同品規格確認票の提出先は担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和6年9月9日（月）～令和6年9月12日（木） (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本組合所定の様式により担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。
カ 回答書閲覧期間	令和6年9月13日（木）～令和6年9月20日（金）	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和6年9月17日（火）～令和6年9月19日（木） (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 広島中央環境衛生組合施設2課（担当課） 東広島市黒瀬町国近10427-24（賀茂環境センター管理棟1階） 入札書は、本組合所定の様式を使用すること。 入札書は入札期間内に施設2課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、入札参加資格審査申請で使用した印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 郵便により入札書を提出しようとする者は、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和6年9月20日（金） 午前10時00分より	開札場所 広島中央環境衛生組合 賀茂環境センター ペットボトル等処理施設2階研修室（東広島市黒瀬町国近10427-24） 開札の結果、予定価格以上で最高の入札金額をもって入札した者を落札候補者として決定する。 予定価格以上の価格の入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格以上の入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

（1）提出書類

書類の区分		提出書類 (○印)	備考
ア	入札参加資格確認申請書		
イ	入札参加資格要件総括表		
ウ	誓約書		
エ	配置予定技術者届出書		
オ	履行実績確認表		
カ	履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ	法令等による登録等を確認するための資料	○	金属屑業届出済証の写し
ク	その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（担当課）

施設2課

東広島市黒瀬町国近 10427-24

電話番号 0823-82-6499

ファックス番号 0823-82-9444

有価物売扱仕様書

1 入札名

令和6年度後期 有価物売扱（単価契約）

2 履行場所

東広島市黒瀬町国近10427番地24 賀茂環境センター

3 履行期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日までとする。

4 履行内容

賀茂環境センター（以下「センター」という。）において粗大ごみ等の処理から発生し、資源として再利用が可能な有価物を受注者が買取を行う。

5 売扱品及び売扱予定数量等

品 名	品 種	売扱予定 数量 (t)	引取車両	センター 計量	取引頻度 (予定)
金 屬 類	鉄シュレッダー	367	ダンプ（深あおり） 車両総重量 20t 以下	要	7回／月
	鉄特級	7	1回／半年		
	鉄2級	34	7回／月		
	鉄級外	54	5回／月		
	鉄（スチール缶プレス）	73	平ボディー 車両総重量 8t 以下	要	4回／月
	バッテリー（鉛）	1			1回／半年
	小 計	536			
有 価 物	アルミプレス	66	平ボディー 車両総重量 8t 以下	要	3回／月
	アルミガラ（サッシ、柄の付いていない鍋）	14	ダンプ（深あおり） 車両総重量 8t 以下	要	2回／月
	アルミシュレッダー	55			5回／月
	小 計	135			
	カ レ ッ ト	白	平ボディー・ダンプ 車両総重量 25t 以下	要	1回／月
	茶	100			1回／月
古 紙	ダンボール	1	平ボディー、パッカー 車両総重量 8t 以下	要	1回／半年
合 計		836			

(1) 売扱予定数量は、推定量であって、年間の推定量の変動により、受注者の損害を受けることがあってもその損害賠償を請求することはできない。

(2) センターで解体した鉄に非鉄が付着した物（モーター含む）、鉄鍋柄付等は品種「鉄級外」とする。

(3)廃棄物処理法第17条の2第1項による有害使用済機器の対象品目が有価物に混在した場合、すべて「有価物」として受注者が引取りを行うものとし、品種は「鉄級外」とする。

(4)柄の付いていない鍋の扱いについて、金属類は品種「鉄2級」、非鉄金属類は品種「アルミガラ」とする。

(5)有価物の搬出等

①積出しの際にセンターでの計量が必要となっている有価物の搬出は、センター計量器で計量可能な寸法の車両とすること。(計量器積載面寸法 2,700×6,500mm)

②引取車両の制限は、施設の配置、構造及び作業効率・安全性を考慮し、高さについては、車種によりある程度決まっており、詳細が必要な場合は、現地にて積込車両の構造・性能を確認し、ビニール類が飛散するので運搬時の措置をとること。

③受注者は、原則として積込み前後にセンター計量器にて重量を計量することとする。ただし、センター計量器での計量が困難であると発注者が認めた場合、受注者の引取り予定施設にて積込量を計量することとし、この場合、受注者は計量重量を速やかに発注者に報告しなければならない。

(6)センター所有のパレットを使用している場合は運搬後直ちに返却すること。

6 代金の支払い

(1)毎月月末締めとし当月分の取引数量確認後、代金を翌月の25日までに支払わなければならない。
(2)円未満の端数が生じた場合には切捨て処理する。

7 遵守事項

(1)有価物の引取りに際し、その有無については、発注者と連絡を密にして施設の運転に支障のないよう努めること。

(2)有価物の引取りが1週間以上遅延した時は、契約を解除するものとする。

(3)有価物等は発注者の施設置場積込み渡しとし、構内の計量施設において計量後搬出するものとする。

(4)センターから持ち出した有価物は、マテリアル原料としての目的以外に使用しないこと。

(5)引取りしたスクラップに含まれる残渣は適正処理するルートを持っていること。

(6)有価物は現況の状況をふまえた価格設定をすること。また、引取り後に選別して出てきた残渣は受注者の責任で処理すること。

(7)本施設は、有価物の引取り以外にも、プラスチック等バールの搬出、一般搬入車両の通行があり、混雜するため、積込時には運転手が誘導に協力するなどして、互いに協力の精神をもって安全な作業に徹すること。

(8)引取り単価の見積に当たっては、現況の有価物の状況を確認するとともに、処理状況により品質が変動することを踏まえて適正価格を設定すること。

(9)契約締結後、市況の変動があっても契約額の変更は行わない。

(10)契約締結後、有価物の引取り予定場所を示した書類を速やかに提出すること。また、契約期間内に予定場所が変更となった場合は、その都度、報告すること。

(11)遵守事項が、守られない場合は、契約の解除並びに損害賠償を求める場合があること。

(12)受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。

9 提出書類（落札決定後）

金属屑業の届出済証の写し

10 その他

(1)12時から13時の間は搬出しないこと。

(2)運搬に当たっては、民家や通学路があるため歩行者に十分注意するとともに車両同士の譲り合い等安全に留意し、運転マナーを遵守すること。

(3)運搬途中において、有価物が落下・飛散しないようゴムシートで覆う等の措置をすること。

(4)運搬途中において発生した異常事項については、その状況及び結果をすみやかに報告すること。

(5)この仕様書に定めるもののほか、必要な事項については双方協議の上、決定する。